

日本犯罪社会学会 会員各位

2020年7月1日
日本犯罪社会学会選挙管理委員会
委員長 新倉 修

日本犯罪社会学会2020年度理事選挙人名簿の訂正について

前略

過日お送りいたしました「日本犯罪社会学会2020年度理事選挙権者名簿」(2020年6月10日現在)(以下「名簿」という。)において、下記の2点につき、記載ミスがありました。

本書を以って、お詫び申し上げるとともに、下記訂正の上、ご投票いただきますようお願い申し上げます。

草々

記

【訂正1】 誤) 大庭 絵里 → 正) *大庭 絵里

【訂正2】 誤) 葛野 尋之 → 正) *葛野 尋之

【理由】

『日本犯罪社会学会 理事選挙規定』(平成24年10月27日施行)第3条第3項(被選挙資格)は、「理事は、連続して4期理事を勤めることはできない」と規定している。上記2名の会員は、すでに第14期、第15期及び第16期の3期連続して理事を勤められており、理事の被選挙人資格を有していないにもかかわらず、前記「名簿」において、「被選挙権を有しない会員」に付すべき * を付していなかった。本書面によって、上記記述を訂正し、被選挙人としてしての資格を有しないことを確認する。

したがって、両会員に投票されても無効となりますので、ご注意ください。

なお、既に投票された方で再投票をご希望の方は、2020年7月15日までに学会事務局までご一報ください。

日本犯罪社会学会事務局 E-mail:hansha@daishodai.ac.jp Tel:06-6618-4324

以上